

○不破消防組合議会定例会条例

昭和 43 年 5 月 1 日条例第 1 号

改正

昭和 49 年 4 月 1 日条例第 2 号

不破消防組合の定例会は、毎年 1 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 2 号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

